

平成 29 年 第 5 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 5 月 8 日 (月) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 20 分

2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室

3. 出席委員 (35 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 木室徳好 委員	3 番 岩永廣康 委員
4 番 永松英昭 委員	5 番 島ノ江薫 委員	6 番 渡辺清一 委員
7 番 木下善明 委員	8 番 小野愛子 委員	9 番 溝口一博 委員
10 番 大曲昭太 委員	12 番 山口雪人 委員	13 番 松尾利助 委員
14 番 中村康則 委員	15 番 吉岡保則 委員	16 番 山口八州男 委員
17 番 稲富正信 委員	18 番 片渕秋正 委員	19 番 山崎春樹 委員
20 番 松尾和義 委員	21 番 角 眞人 委員	22 番 鐘ヶ江善三 委員
23 番 竹下一彦 委員	24 番 中村勝郎 委員	25 番 溝口修一郎 委員
26 番 石田義明 委員	27 番 永石幸人 委員	29 番 久原菊恵 委員
30 番 緒方昭久 委員	31 番 井崎陽子 委員	32 番 白武一正 委員
33 番 土井力雄 委員	34 番 小柳眞佐美 委員	35 番 本山法夫 委員
36 番 吉原春樹 委員	37 番 川崎 薫 委員	

4. 欠席委員 (2 人)

11 番 川崎悟 委員 28 番 内野さよ子 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(4) 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について
(5) 平成 29 年白石町農用地利用集積計画 (5 号) の承認決定について
(6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
(7) 農業委員会法改正に伴う農業委員会委員の任命に係る意見について (回答)

報告事項 (1) 合意解約の報告

業務連絡事項 (1) 第 6 回農業委員会総会の日時及び場所
(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西山里美

農地農政係 川崎正己

農地農政係長 野中和男

農地農政係 石隈あつみ

農地農政係長 吉原浩

7. 会議の概要

事務局長 皆さんおはようございます。

ただいまより平成 29 年 5 月第 5 回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに、川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さんおはようございます。

さて、本日は第 5 回農業委員会総会ということでご出席いただきまして、ご苦労様でございます。最後まで慎重に審議よろしく願いをいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は 11 番川崎悟委員、28 番内野さよ子委員より欠席の届出があっておりますので報告いたします。従いまして本日の出席委員は、37 名中 35 名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。以後、議事の進行につきましては、農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっていますので会長にお願いいたします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、8 番の小野愛子委員、10 番の大曲昭太委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 71 号 =

議長 それでは 1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 71 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 1 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案番号第 71 号。

権利の種類は所有権移転の売買。

申請農地は大字福富字柳〇〇番。面積は田の 3,283 ㎡です。

譲渡人は白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さん〇歳です。譲受人は白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さん〇歳です。

耕作面積は、田 9,000 ㎡、畑 238 ㎡、計 9,238 ㎡です。

稼働力は男が 1 名。

申請の事由は、譲渡人、譲受人双方の要望による売買です。譲受人は 4 年農業に従事されており、これまで同様全ての農地について適正な利用が認められ、機

械、労働力、技術面、いわゆる全部効率利用要件や地域との関係等も問題なく、下限面積等を始めとした農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。議案の位置図、1ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番〇〇です。地元農業委員として5月2日に事務局と現地確認を行いました。申請地は、譲受人の自宅近くの農地で、また、隣接地を耕作されております。今後、申請地においても周辺地域と協力しながら耕作される予定であることから、申請の所有権移転については、問題はないと判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 これについて何か質疑、ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第71号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第71号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第72号＝

議長 続きまして、議案番号第72号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案番号第72号についてご説明いたします。

権利の種類は所有権移転の売買。

申請農地は大字福富字東新地方〇〇番。面積は田の416㎡です。

譲渡人は白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さん〇歳です。譲受人は白石町大字福富下分〇〇番地、東区の〇〇さん〇歳です。

耕作面積は、田31,625㎡、畑14,987㎡、計46,612㎡です。

稼働力は男が2名、女が2名。

申請の事由は、譲渡人の要望による売買です。譲受人は32年農業に従事されており、これまで同様全ての農地について適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、いわゆる全部効率利用要件や地域との関係等も問題なく、下限面積等を始めた農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。議案の位置図、2ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番〇〇です。地元農業委員として4月28日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、県道工事に伴う用地買収により、狭小となった農地を、隣接農地の所有者である譲受人に売り渡されるものであります。譲受人は、現在、米・麦・大豆・キャベツを中心に約4.6haの規模で営農されております。譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 これについて何か質疑、ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第72号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第72号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第73号 =

議長 続きまして、議案番号第73号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案番号第73号についてご説明いたします。
権利の種類は所有権移転の売買。

申請農地は大字坂田字一本柳〇〇番。面積は田の 4,522 m²です。

譲渡人は白石町大字坂田〇〇番地、坂田の〇〇さん〇歳です。譲受人は白石町大字坂田〇〇番地、坂田の〇〇さん〇歳です。

耕作面積は、田 38,321 m²、畑 6,862 m²、計 45,183 m²です。

稼働力は男が 2 名、女が 1 名。

申請の事由は、譲渡人の要望による売買です。譲受人は 35 年農業に従事されており、これまで同様全ての農地について適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、いわゆる全部効率利用要件や地域との関係等も問題なく、下限面積等を始めた農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。議案の位置図、3 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として 4 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は、勤めのかたわら、現在、米・麦・大豆・玉葱を中心に約 4.5ha の規模で営農されています。今回の申請農地については、かねてより借り受けて耕作されていたことから購入を希望されました。譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 これについて何か質疑、ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 73 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 73 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 74 号 =

議長 続きます、議案番号第 74 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案番号第 74 号についてご説明いたします。

権利の種類は所有権移転の売買。

申請農地は大字東郷字一本松〇〇番。面積は田の 1,831 ㎡です。

譲渡人は埼玉県狭山市大字水野〇〇番地、〇〇さん〇歳です。譲受人は白石町大字東郷〇〇番地、中郷北の〇〇さん〇歳です。

耕作面積は、田 11,962 ㎡、畑 56 ㎡、計 12,018 ㎡です。

稼働力は男が 1 名、女が 1 名。

申請の事由は、譲渡人の要望による売買です。譲受人は 28 年農業に従事されており、これまで同様全ての農地について適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、いわゆる全部効率利用要件や地域との関係等も問題なく、下限面積等を始めとした農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。議案の位置図、4 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として、4 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は、勤めのかたわら、現在、米・麦・大豆・玉葱を中心に約 1.2ha の規模で営農されています。今回の申請農地については、譲受人の家の隣の農地で、以前から借り受けて耕作されていたこともあり、購入を希望されました。譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 これについて何か質疑、ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 74 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 74 号は申請どおり当委員会において許可すること

に決定します。

＝議案番号第 75 号＝

議長　　続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 75 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長　それでは、農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案番号第 75 号について、説明いたします。

申請農地は大字馬洗字馬田〇〇番、田の 20 m²、大字馬洗字馬田〇〇番、畑の 58 m²、合計の 78 m²です。

申請者は白石町大字馬洗〇〇番地、馬田の〇〇さんです。

転用目的は宅地進入路です。

転用の事由は、平成 3 年の圃場整備により宅地進入路が造成され、畑として換地されていたが、幅員が狭かったため、平成 29 年 4 月に拡幅して利用しておられます。始末書添付です。

事業又は施設の概要は、宅地進入路 78.00 m²です。

位置及び影響等は東が田、西が田、南が公衆用道路、北が宅地です。面積の検討は適当です。

その他参考事項としましては、農振除外が、〇〇番は平成 26 年 12 月 4 日見直しで決定公告がなされております。〇〇番は平成 29 年 3 月 29 日一般で決定公告がなされております。

当申請地は、農地区分は第 1 種農地で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、既存の施設の拡張と判断します。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理しております。議案位置図の 5 ページから 7 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長　　事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

〇番　　〇番〇〇です。

本件を担当している〇番の〇〇委員が本日欠席ということで、地元委員の補足説明について口述書を預かっておりますので、代読させていただきます。

地元農業委員として 5 月 1 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、平成 3 年の土地改良事業によって畑で換地され、宅地進入路として利用されていました。宅地進入路の幅員が狭かったため、隣接する所有田の一部とあわせて、農地法の申請をしないまま、宅地進入路を造成されております。申請人も十分反省されており、申請地周辺の農地へも特に影響はなく、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 75 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、議案番号第 75 号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 76 号 =

議長 続きまして、議案番号第 76 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案番号第 76 号について、説明いたします。

申請農地は大字遠江字満江搦〇〇番、畑の 175 m²、大字遠江字満江搦〇〇番、田の 97 m²、合計の 272 m²です。

申請者は白石町大字遠江〇〇番地、太原下の〇〇さんです。

転用目的は宅地進入路及び農業用倉庫です。

転用の事由は、圃場整備により宅地進入路が造成され、畑として換地されていたが、農機具の導入により収納場所が不足したので、平成 15 年頃に農業用倉庫を建設し利用されています。始末書添付です。

事業又は施設の概要は、農業用倉庫 50.00 m²、宅地進入路 140.00 m²、その他 82.00 m²です。

位置及び影響等は東が田、西が田、町道、南が水路、北が田、宅地です。面積の検討は適当です。

その他参考事項としましては、農振除外が、〇〇番は平成 26 年 12 月 4 日見直しで決定公告がなされております。〇〇番は平成 29 年 3 月 29 日一般で決定公告がなされております。

当申請地は、農地区分は第 1 種農地で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、既存の施設の拡張と判断します。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理しております。議案位置図の 8 ページから、10 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番〇〇です。

地元農業委員として、〇〇委員が 4 月 20 日に事務局と現地確認を行われております。お預かりしました意見書を代読させていただきます。

地元農業委員として 4 月 20 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、日常生活並びに営農において必要不可欠な農業用倉庫、宅地進入路の整備を目的とするものであります。転用申請については、隣接する宅地と併せての利用であることからもやむを得ず、また、隣接地への影響もないことから問題ないと判断いたしました。また、既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 76 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、議案番号第 76 号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 77 号 =

議長 続きまして、議案番号第 77 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案番号第 77 号について、説明いたします。

申請農地は大字福富字三本柳〇〇番、畑の 114 m²、大字福富字三本柳〇〇番、畑の 55 m²、大字福富字三本柳〇〇番、畑の 28 m²、合計の 197 m²です。

申請者は白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さんです。

転用目的は農業用倉庫、宅地進入路及び駐車場です。

転用の事由は、〇〇番は平成元年頃から住宅用地の一部として使用されており、現在は駐車場として利用しておられます。〇〇番は平成 8 年頃から農業用倉庫敷地の一部として、〇〇番は平成 10 年頃から宅地進入路の一部として整備し利用されております。始末書添付です。

事業又は施設の概要は、農業用倉庫 128.00 m²、宅地進入路 28.00 m²、駐車場 37.50 m²、通路、その他 88.50 m²です。

位置及び影響等は東が田、西が宅地、田、南が宅地、田、町道、北が水路、田、宅地です。面積の検討は適当です。

その他参考事項としましては、農振除外が、平成 26 年 12 月 4 日見直して決定公告がなされております。

当申請地は、農地区分は第 1 種農地で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、既存の施設の拡張と判断します。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理しております。議案位置図の 11 ページから 13 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番〇〇です。

地元農業委員として 4 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、日常生活並びに営農において必要不可欠な農業用倉庫、宅地進入路、駐車場等の整備を目的とするものであります。転用申請については、隣接する宅地と併せての利用であることからもやむを得ず、また隣接地への影響もないことから問題ないと判断いたしました。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 77 号に賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、議案番号第 77 号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 78 号＝

議長 続きまして、議案番号第 78 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案番号第 78 号について、説明いたします。

申請農地は大字福富下分字興福三区〇〇番、畑の 28 m²、大字福富下分字興福三区〇〇番、田の 30 m²、大字福富下分字興福三区〇〇番、田の 40 m²、合計の 98 m²です。

申請者は白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。

転用目的は宅地進入路、駐車場及び農作業小屋です。

転用の事由は、〇〇番は圃場整備により宅地進入路が造成され、畑として換地されており、〇〇番は平成 3 年頃に駐車場として整備し、〇〇番は平成 15 年頃にイチゴの作業小屋を建築し利用されておられます。始末書添付です。

事業又は施設の概要は、農作業小屋 50.00 m²、宅地進入路 28.00 m²、駐車場、その他 65.00 m²です。

位置及び影響等は東が田、西が田、町道、南が田、北が田です。面積の検討は適当です。

その他参考事項としましては、農振除外が、〇〇番は平成 16 年 3 月 17 日一般で決定公告がなされております。〇〇番、〇〇番は平成 29 年 3 月 29 日一般で決定公告がなされております。

当申請地は、農地区分は第 1 種農地で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、既存の施設の拡張と判断します。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理しております。議案位置図の 14 ページから、16 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番〇〇です。

地元農業委員として4月26日に事務局と現地確認を行いました。

申請者は、平成15年からイチゴを栽培しており、今回の申請は、日常生活並びに営農において必要不可欠な、宅地進路、イチゴの梱包作業小屋、駐車場の整備を目的とするものであります。隣接する宅地と併せての利用しており、申請内容等から周辺農地への影響もなく、転用許可基準から判断いたしましても何ら問題ないと考えます。また、既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第78号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、議案番号第78号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第79号 =

議長 続きまして、議案番号第79号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案番号第79号について、説明いたします。

申請農地は大字牛屋字東松〇〇番、畑の78㎡、大字牛屋字東松〇〇番、畑の23㎡、大字牛屋字東松〇〇番、田の449㎡、大字牛屋字東松〇〇番、畑の87㎡、合計の637㎡です。

申請者は白石町大字牛屋〇〇番地、東上の〇〇さんです。

転用目的は農機具置場及び駐車場等です。

転用の事由は、既存の敷地に自宅母屋の建替えと息子夫婦の分家住宅新築並びに農業用倉庫の建替えを行うこととなり、これに合わせ、隣接する申請地に農舎、農機具置場、駐車場等を整備し、農機具及び自家用車等の収納スペースを確保されたいとのことです。

事業又は施設の概要は、農舎（ビニールハウス）120.00㎡、農機具置場87.00㎡、庭、進入路、駐車場349.00㎡、家庭菜園43.00㎡、通路、その他58.00㎡で

す。

位置及び影響等は東が田、西が宅地、南が国道、北が田です。面積の検討は適当です。

その他参考事項としましては、農振除外が、〇〇番、〇〇番は平成 26 年 12 月 4 日見直しで決定公告がなされております。〇〇番は平成 29 年 3 月 29 日一般で決定公告がなされております。〇〇番は平成 10 年 10 月 23 日見直しで決定公告がなされております。

当申請地〇〇番、〇〇番、〇〇番の農地区分は第 1 種農地で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、既存の施設の拡張と判断します。〇〇番は第 2 種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ると判断します。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理しております。議案位置図の 17 ページから、19 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番〇〇です。

地元農業委員として 4 月 26 日に申請者と事務局と現地確認を行いました。

現在、申請人は本家住宅、分家住宅、農業用倉庫等の建替えを宅地内において計画しておられ、今回それに合わせ、申請地を造成し、ビニールハウス農舎や農業資材置場等の整備を行われるとのこと。周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。一部、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 79 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、議案番号第 79 号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 80 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 80 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案番号第 80 号。

権利の種類は、所有権移転の売買。

申請農地は、大字深浦字一本松〇〇番、畑の 201 m²、大字深浦字一本松〇〇番、畑の 210 m²、合計の 411 m²です。

譲渡人は白石町大字深浦〇〇番地、深浦東分の〇〇さんです。譲受人は白石町大字深浦〇〇番地、深浦東分の〇〇さんです。

転用目的は、駐車場です。

転用の事由は、申請地に隣接する宅地にて自動車整備業を営んでいるが、繁忙期は整備依頼の車両や資材等で敷地が不足する。また、出入りの際、折り返すスペースを確保できないため、長く狭い進入路をバックで出なければならない。以上の状況を改善するため、申請地を駐車場として整備をしたいとのことです。

事業または施設の概要は、駐車場等 288.80 m²、通路・その他 122.20 m²です。

位置及び影響等は、東側が水路、宅地、西側が田、宅地、南側が宅地、北側は町道です。面積の検討は適当と判断しました。

その他参考事項は農振除外地であり、平成 26 年 12 月 4 日見直しで決定公告がなされております。

当申請地は、農地区分は第 1 種農地で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、許可し得ると判断いたします。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理しております。議案の位置図の 20 ページから 22 ページまでをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番〇〇です。

地元農業委員として4月26日に、譲受人及び事務局と現地確認を行いました。

現在、譲受人は自動車整備業を営んでおられますが、敷地が狭く、駐車スペースや車の折り返しスペースが不足したことから、今回の申請をされています。申請地は宅地周りの狭小な畑であり、周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 何かございませんか。無いようですので採決に入ります。議案番号第80号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第80号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第81号＝

議長 続きまして、4.「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更について」を議題といたします。議案番号第81号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、5ページの農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更についてご説明いたします。

議案番号第81号。

申請農地は、大字福富字東搦〇〇番、畑の115㎡です。

申請者は、白石町大字福富〇〇番地、下区の〇〇さんです。

転用目的は、太陽光発電施設です。

転用の事由は、当初、住宅の付属施設として倉庫建設を予定していたが、住宅内で収納スペースが確保でき、不要となったため、今後の安定収入確保を考慮し、太陽光発電施設を設置されたいとのことです。

変更前の事業は、一般住宅63.76㎡、倉庫54.05㎡、駐車場94.50㎡、庭96.00㎡、通路、その他337.58㎡です。変更後の事業は、一般住宅63.76㎡、太陽光発

電施設 216.00 m²、駐車場 50.00 m²、通路、その他 316.13 m²です。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が宅地、南側が田、北側が公衆用道路です。面積の検討は適当です。

当申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ると判断いたしました。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案位置図の 23 ページから 25 ページを参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番〇〇です。

地元農業委員として 4 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

事務局から説明がありましたとおり、倉庫の建設を予定しておりましたが、今後の生活に安定した収入を得るため、宅地を含めて太陽光発電を設置したいと希望されております。周辺農地への影響もなく、また、周辺の住民からも承諾を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。議案番号第 81 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 81 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

議長 続きまして議案番号第 82 号、5.「平成 29 年白石町農用地利用集積計画（5 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 それでは議案番号第 82 号ということで、こちらの A3 判の広い議案書のほうをお開きください。平成 29 年白石町農用地利用集積計画（5 号）の承認決定について、ご説明させていただきます。

はじめに、所有権移転関係でございます。整理番号順に読み上げさせていただきます。

整理番号 1 番、買い手は新拓 1 号の〇〇さん、売り手は新拓 1 号の〇〇さん。土地の表示は大字新拓〇〇番、〇〇番、田 2 筆で 8,665 m²。利用目的は米。所有権の移転時期は平成 29 年 5 月 9 日で、支払期限は平成 29 年 7 月 31 日。10a 当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円となっております。支払方法は JA 口座への振込。〇〇さんの取得後の経営面積は 60,715 m²となります。認定農業者です。

次に整理番号 2 番。買い手は下区の〇〇さん、売り手は東区の〇〇さん。土地の表示は大字福富字東観音〇〇番、田 1 筆で 3,265 m²。利用目的は蓮根で、所有権の移転時期は平成 29 年 5 月 9 日で、支払期限は平成 29 年 8 月 31 日。10a 当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円。支払方法は JA 口座への振込となっております。〇〇さんの取得後の経営面積は 19,744 m²となります。

整理番号 3 番。買い手は東区の〇〇さん、売り手は南区の〇〇さん。土地の表示は大字福富字本観音〇〇番、田 1 筆で 4,292 m²。利用目的は米、麦、玉葱。所有権の移転時期は平成 29 年 5 月 9 日で、支払期限は平成 29 年 8 月 31 日。10a 当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円となっております。支払方法は JA 口座。〇〇さんの取得後の経営面積は 50,641 m²となっております。

次のページになります。利用権設定関係でございます。

2 ページから 6 ページにかけて 72 件の計画が提出され、賃借権設定が 72 件となっております。そのうち新規は 39 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 23 件、再設定が 33 件となっております。また、農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定されたものが 51 件です。

今回の利用権の総面積は 333,746 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは 3 件、個人によるものが 69 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続地は 15 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして、議事参与の制限がございます。所有権移転関係の〇番の〇〇委員はしばらく退席をお願い

いします。利用権設定関係の〇番〇〇委員、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員はそれぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

(〇番 〇〇委員 退席)

議長 それでは、所有権移転関係で何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 82 号の所有権移転関係に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 82 号所有権移転関係については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

(〇番 〇〇委員 着席)

議長 次に、利用権設定関係で何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 82 号の利用権設定関係に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 82 号利用権設定関係については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第 83 号～第 87 号 =

議長 続きまして 6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 83 号から 87 号、農地の売渡し希望に関する案件でございます。事

務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について説明いたします。農地の売渡し希望。

議案番号第 83 号。申請農地は大字今泉字切地〇〇番、田の 5,101 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出人は白石町大字馬洗〇〇番地、法蔵寺の〇〇さんです。議案の位置図の 26 ページをご参照ください。

議案番号第 84 号。申請農地は大字横手字森田搦〇〇番、田の 292 m²。大字横手字森田搦〇〇番、田の 2,010 m²。合計で 2,302 m²。どちらとも農振農用地区域内です。あっせん申出人は白石町大字横手〇〇番地、新昌の〇〇さんです。議案の位置図は 27 ページです。

議案番号第 85 号。申請農地は大字戸ケ里字清水搦〇〇番、田の 4,636 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出人は大町町大字福母〇〇番地、〇〇さんです。議案の位置図は 28 ページです。

議案番号第 86 号。申請農地は大字遠江字一本柳〇〇番、田の 4,120 m²。大字遠江字一本柳〇〇番、田の 1,263 m²。合計で 5,383 m²。どちらとも農振農用地区域内です。あっせん申出人は江北町大字惣領分〇〇番地、〇〇さんです。議案の位置図は 29 ページです。

議案番号第 87 号。申請農地は大字新拓〇〇番、田の 1,218 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出人は佐賀市八戸溝〇丁目〇番〇号、〇〇さんです。議案の位置図は 30 ページです。

以上、議案第 83 号から議案第 87 号まで 5 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の選任についてよろしく願いします。

議案番号第 83 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 84 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 85 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 86 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 87 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、議案番号第 83 号から 87 号のあっせん委員の選任を終わりましたので、再度確認します。

議案番号第 83 号については、○番○○委員と○番○○委員。それから 84 号は、○番○○委員と○番○○委員。85 号は、○番○○委員と○番○○委員。86 号は、○番○○委員と○番○○委員。87 号は、○番○○委員と○番○○委員。

それではよろしくお願ひいたします。

次に事務局の担当をお願いします。

事務局長 議案番号第 83 号が○○、84 号が○○、85 号が○○、86 号が○○、87 号が○○で担当をしたいと思ひます。以後の連絡調整につきましては担当者へお願ひしたいと思ひます。

議長 続きまして、農地の借受希望。議案番号第 88 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地の借受希望についてご説明いたします。

議案番号第 88 号。

申請農地は新拓、新明、築切周辺の自宅から約 5 km の範囲で、1 区画 30a 以上の田を合計 4～5ha 程度希望されておられます。米、麦、飼料作物の作付面積の拡大です。あっせん申出人は白石町大字新拓○○番地、新拓 2 号の○○さんです。

以上、議案第 88 号、1 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員 2 名を指名すると定めてありますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、議案番号第 88 号についてあっせん委員の選任についてよろしくお願ひします。

○番 ○番と○番委員をお願いします。

議長 それでは、議案番号第88号について、あっせん委員の選任を終わりましたので、再度確認します。○番〇〇委員と○番〇〇委員。
それではよろしくお願ひいたします。

＝議案番号第89号＝

議長 続きまして、追加議案であります「農業委員会法改正に伴う農業委員会委員の任命に係る意見について（回答）」を議題といたします。議案番号第89号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、別冊の追加議案であります農業委員会法改正に伴う農業委員会委員の任命に係る意見についてご説明いたします。

議案番号第89号。

農業委員会法改正に伴い、平成29年7月に新体制に移行する農業委員会の委員の任命について、3月21日から4月27日まで行った公募に対し定数を超える応募がありました。地域の農業者や農業団体等からの推薦が37人、応募が2人となっております。このことについて、白石町長から照会がありました。内容としましては、法の趣旨に基づき選考委員会を設置し選考を行いたいとのことであり、選考をするにあたって「1.農地利用最適化推進委員の委嘱について」、「2 農業委員の定数について」、「3 選考委員会設置の必要性について」の以上3点につきまして農業委員会としての意見を求められております。白石町長からの照会に対して農業委員会としての回答をお諮りするものであります。

照会がありました「1.農地利用最適化推進委員の委嘱について」ということにつきまして、農地利用最適化推進委員の委嘱については、農業委員会等に関する法律第17条第1項において「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員（以下「最適化推進委員」という。）を委嘱しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができる。」と規定されています。

委嘱しないことができる市町村については、農業委員会等に関する法律施行令第7条第1項第1号において「当該市町村の区域内の農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地の面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が100分の1以下であること」、第2号において「当該市町村の区域内において認定農業者その他農林水産省令で定めるものがその耕作の事業に供している農地の面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が100分の70以上である

こと。」と規定されています。白石町は、①令第7条第1項第1号に規定する農地面積に対する割合（遊休農地率）が100分の1以下であり、②令第7条第1項第2号に規定する農地面積に対する割合（担い手への農地集積率）100分の70以上であることから、最適化推進委員を委嘱しないことができる条件を満たしています。当町は、遊休農地率0.01%、農地集積率92%と十分な数値を示していることから、これ以上の上積みは考えにくく、現状の維持に対する取り組みが必要と考えます。このことから、白石町では現行体制で十分対応できるものと考えますので、推進委員を委嘱しなくても農業の発展に寄与できるものと考えられます。

続きまして、「2 農業委員の定数について」ですが、農業委員の定数については、農業委員会等に関する法律第8条第2項において「委員の定数は農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。」と規定されています。また、農業委員会等に関する法律施行令第5条において、推進委員を委嘱しない農業委員会の委員定数の上限は37名と規定されています。当町の現行制度での農業委員数は、選挙による委員30名、選任による委員7名、合計37名の委員で構成されています。白石町の農地面積は5,886haで、農業委員1人が担当する面積の平均は159haです。これは、国が示す最適化推進委員1人あたりの担当面積100haの1.5倍にあたり、農業委員が推進委員の役割も担うことから、現在の委員定数を維持することが望ましいです。ということで、今年の12月議会において定数条例の改正が行われたところであります。

続きまして、「3 選考委員会設置の必要性について」ですが、農業委員候補者が定数を超えた場合の取り扱いについては、農業委員会等に関する法律施行規則第5条第2項において、「市町村長は、法第9条第1項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者の数が委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、法第8条第1項の規定による任命にあたっては、関係者からの意見聴取その他の当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と規定されています。推薦・応募が定数を超える結果であれば、公正性及び透明性を確保するための方法として、選考委員会の設置は必要であると思われまます。

新制度による委員の募集については、全町を1区として広く推薦・募集が行われました。しかしながら、農業委員の業務は農地の問題だけにとどまらず、地域の世話役、農家の相談相手等として期待されるなど多岐にわたる活動を行っていることから、現在の農業委員は農家戸数や面積、地域性などを考慮した地区割を行っております。その結果、1で述べた農地集積率や遊休農地率を維持できているものと考えられます。よって改選後の委員においても現在の地域割による活動を行うことが望ましいと思いますので、選考にあたっての判断基準として優先して考慮していただきたいということで、現行の担当地区割表を添付しております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。何かございませんか。

○番 ○番〇〇です。

何点か質問ですが、1点目として、37人のうち30人は元々の担当地区割分となっているのでしょうか。2点目として、募集の状況としては現行の地区割の30人は各地区から推薦があがっているのでしょうか。3点目として、推薦をお願いするときには全町を1区としていて、いざ選考するときには地区割でということになると、選考に漏れた方はなかなか納得いかない部分があるのではないのでしょうか。

事務局長 1点目についてですが、37人のうちの少なくとも30人については現行の担当地区割分ということで考慮していただきたいと考えております。先に述べましたように、農業委員の業務は農地の問題だけにとどまらず、地域の世話役、農家の相談相手等として期待されるなど多岐にわたる活動を行っていただいていることから、現在の農業委員は農家戸数や面積、地域性などを考慮した地区割を行っております。結果、農地集積率や遊休農地率を維持できているものと考えられます。よって改選後の委員においても現在の地域割による活動をすることが望ましいと思えますので、選考にあたっての判断基準として優先して考慮していただきたいと考えております。2点目ですが、現行の地区割範囲からの30人については、推薦があがっている状況です。3点目ですが、確かに全町を1区として推薦、公募をお願いしておりますが、実際の農業委員の活動を考えますと業務上の地区割を考慮した選考を行っていただくことはやむを得ないのではないかと考えております。

議長 ほかに質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番〇〇です。

公募に対して定数を超える応募があったということですが、地区割の30人枠がオーバーしている場合は、調整はどうやって行うのでしょうか。今は誰から応募があっているのかなどの細かいところは分かりませんが、照会された分の回答については、農業委員としてはなかなか回答しにくいのではないかと考えています。

事務局長 30人枠というより、全体で37人を選考するということになります。ご承知のとおり農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから町長が議会の同意を得て任命する方法に変更になったことをはじめ、農業委員会の所管事務に関して利害関係のない者を1名以上含めること、また、農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように女性や青年の登用にも配慮することが求められています。

このような点を踏まえたいえでさらに今回、選考委員会を設置するにあたって農業委員会としての意見を求められておりますので、推薦を受けられる方又は応募されている方の活動歴等を考慮しながら適当と認められる方法によって選考、調整が行われるものであると考えております。

議長 ほかに質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番〇〇です。

今までのように各地区の地区割どおり選考してもらえるように配慮してもらったらありがたいなと思います。農業委員としては、これ以上あれこれいろいろと言えるところはないので、農業委員会事務局も担当部署、総務課あたりですかね、お話をされると思うので、よりよい調整を行っていただければよいなと思います。

議長 ほかに質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 89 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
議案第 89 号は原案どおり町側に回答することに決定をいたします。

議長 本日の提案議案は全て審議を終了しました。
続きまして、報告事項に入ります。事務局より報告事項をお願いします。

事務局 (事務局より報告事項を行う)
① 合意解約等の報告

議長 続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)
① 第 6 回農業委員会総会の日時及び場所

② その他

議長 それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 20 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員